

議第158号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第14項までを2項ずつ繰り上げ、第15項および第16項を削り、第17項を第13項とする。

別表第2 監査委員の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。